

## 第 2 章

---

基本理念と将来像

## 1. 基本理念

## ゆたかな 緑と共生するまち しべつ

緑の機能は多様であり、私たちの生活もそのような多様な機能によって支えられています。例えば森林土壌は雨水を蓄え、河川にゆっくりと流すことができるため、洪水を緩和することができます。また、近年の研究では森林浴により人をリラックスさせ、ストレスを軽減させる効果が明らかとなり、気分転換や健康維持に期待が高まっています。

土別神社の神域である九十九山は、歴史ある桜の名所として市民のみならず、多くの来訪者にも愛されています。また、40種を越える野鳥や昆虫の生息場所であり、貴重な自然の宝庫として、生物多様性の保全にも繋がっています。

本計画は、将来のあるべき姿を見据えた緑の「まちづくり」に向け、第一歩となる計画です。

そのため、まちづくりの指針となる本市の総合計画がめざす都市像である『天塩の流れとともに 人と大地が躍動する すこやかなまち』の理念を踏まえるとともに、緑の現況と課題、近年の少子高齢化、市街地の衰退といった諸問題の解消を図るため、市民が望む今後の緑のあり方について検討を進めたうえで、本計画の基本理念を定めました。

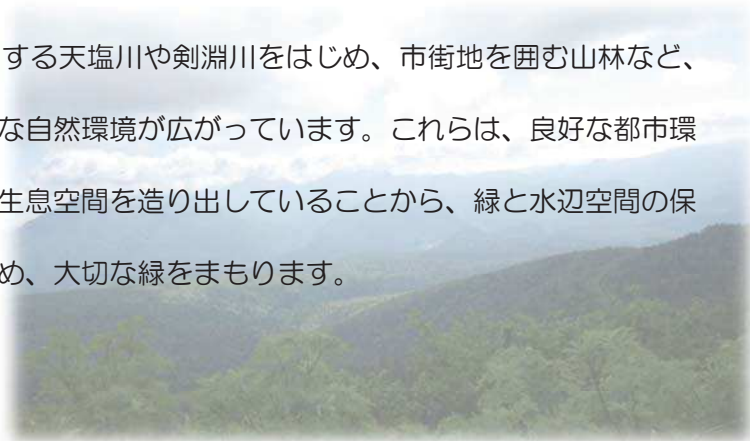


## 2. 緑の将来像

緑の課題を解消し、基本理念に則した街をめざすため、次のとおり緑の将来像を定めました。

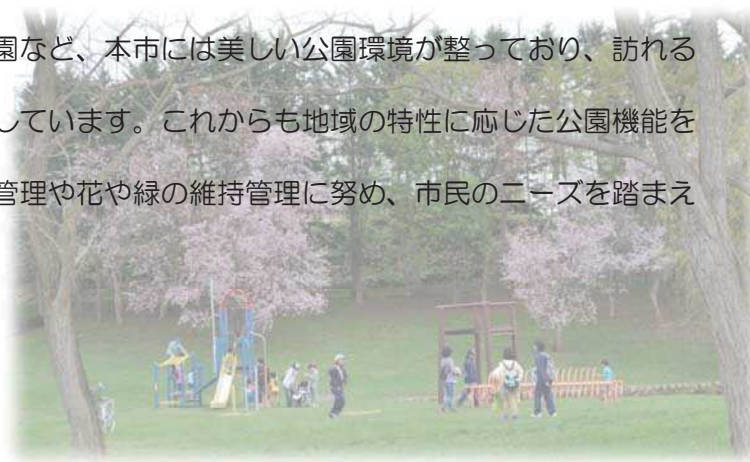
### ①森や川をまもり、豊かな自然環境が身近に広がる “緑”

本市には、街の骨格を形成する天塩川や剣淵川をはじめ、市街地を囲む山林など、市民が身近に感じられる豊かな自然環境が広がっています。これらは、良好な都市環境を形づくり、多様な生物の生息空間を造り出していることから、緑と水辺空間の保全やネットワークの形成に努め、大切な緑をまもります。



### ②暮らしに潤いやゆとりをもたらす “緑”

水郷公園やふれあいの道公園など、本市には美しい公園環境が整っており、訪れる人に潤いや、ゆとりをもたらしています。これからも地域の特性に応じた公園機能を考慮しながら、効果的な施設管理や花や緑の維持管理に努め、市民のニーズを踏まえた美しい公園緑地を保ちます。



### ③自然災害から市民の生活をまもる “緑”

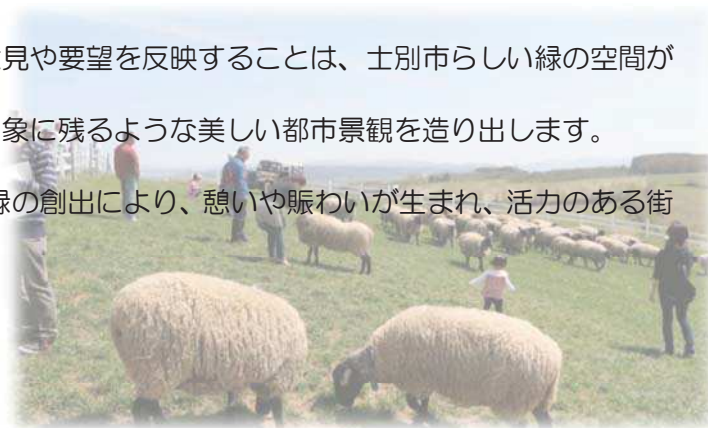
山林の緑は災害を抑制し、街に広がる公園や緑地は避難場所として利用されるなど、緑は街の安全性向上に重要な役割を果たしています。災害に強い街づくりをめざすために、災害時における緑の役割を市民に周知するとともに、災害に備えた街路樹管理や公園管理を進め、非常時に市民の生活をまもる緑をつくります。



### ④街を彩る “緑”

街を彩る緑について市民の意見や要望を反映することは、士別市らしい緑の空間が生まれるとともに、来訪者の印象に残るような美しい都市景観を造り出します。

市街地を中心とした新たな緑の創出により、憩いや賑わいが生まれ、活力のある街をめざします。

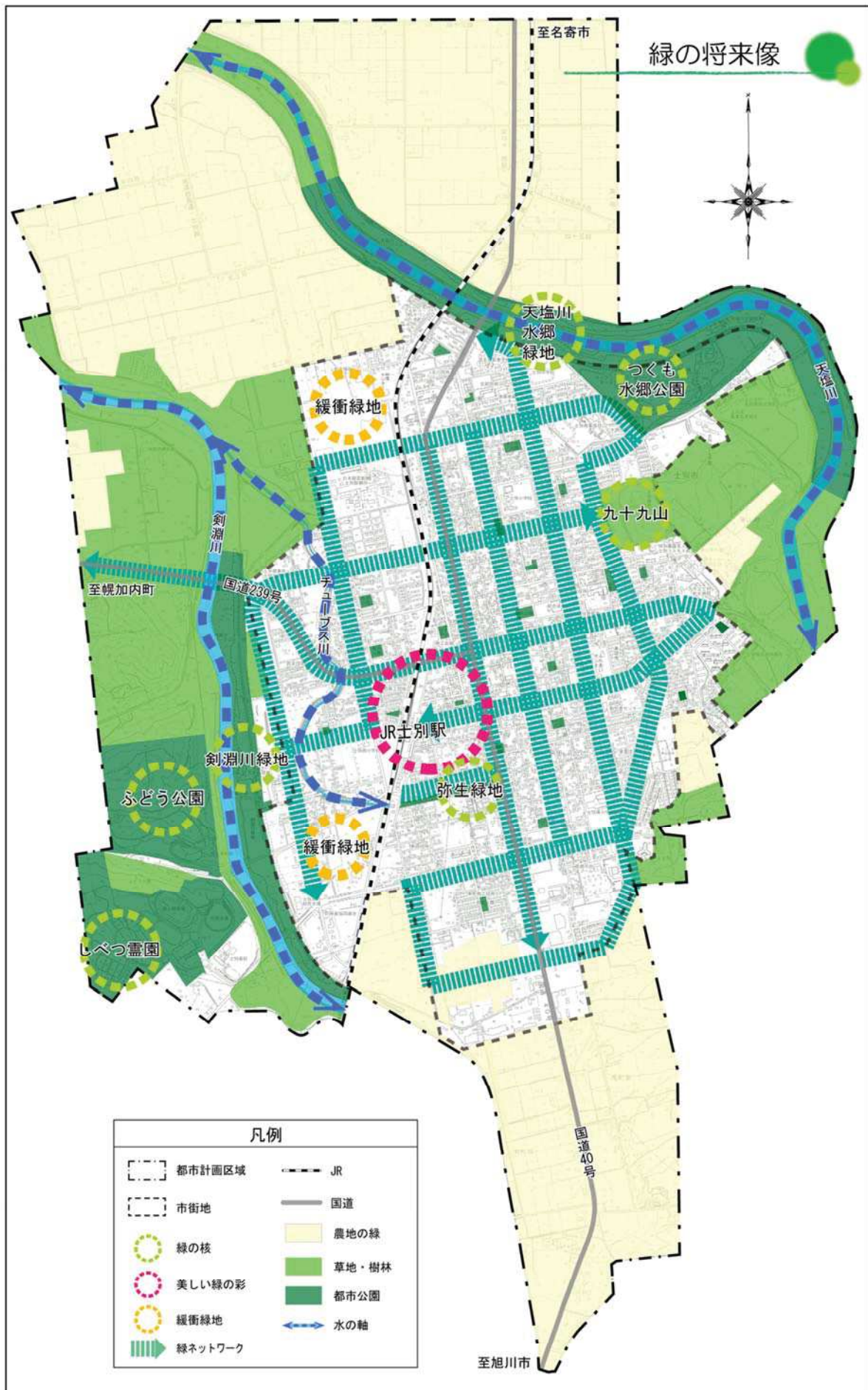


### ⑤市民と一緒に育む “緑”

緑は共通の財産であるという認識を得ながら、市民や企業の協力のもと、緑をまもり育てる活動を推進します。

さらに、協働による緑に関する取り組みは、本市への愛着を育むとともに、貴重な多世代交流の場となることから、行政が活動の基盤づくりや促進を図り、市民による豊かな緑づくりを進めます。





# 第 3 章

---

## 基本方針と施策

前章で示した緑の将来像を実現するため、5つの基本方針を定めます。

#### 基本方針① 身近な“緑”をまもる

身近にある緑を将来に残すために、適切に保全していきます。  
また、緑のネットワークを形成することで、生物多様性を保全します。

#### 基本方針② “緑”による生活環境の向上

緑地を適切に配置し、公園内の緑の充実に努めます。また、公園整備にあたっては市民のニーズを反映させます。

#### 基本方針③ “緑”で街をまもる

緑により街に安全・安心をもたらします。  
また、災害時における緑の役割について周知を図ります。

#### 基本方針④ 土別市らしさを彩る“緑”

街を緑によって彩ることで、生活に潤いをもたらします。  
緑を用いた本市のシンボルを検討します。

#### 基本方針⑤ 市民参加による“緑”の推進

行政が緑に関する活動を提案し、市民が参加できる体制を整えます。  
また、そのような活動を通じた地域コミュニティの形成をめざします。

5つの基本方針は、「市民参加による緑の推進」を基盤に以下のような相互関係を持ち、それぞれに良好な影響を与えます。





## 基本方針① 身近な“緑”をまもる

### 1. 取り組む内容

- 自然豊かな山林や天塩川をはじめとする河川は良好な景観形成に資するため、適切な保全に努めます。
- 九十九山やふどう公園は、良好な樹林地を有しており、市民の憩いと安らぎの場となっていることから、自然環境の保全に努めます。
- 緑のネットワークやエコロジカルネットワーク形成によって、動物種の移動が可能となり、個体群同士の交流を促進し、生物多様性を確保します。
- 健全な農業の維持と発展を図るとともに、農地の多面的機能の維持に努めます。
- 日常生活の様々な場面で排出される二酸化炭素について、排出削減と吸収量増加に重点をおき、低炭素型の都市をめざします。
- 住宅地が隣接する工業地は、緩衝となる緑地や公園の配置により、大気汚染や騒音などから住環境をまもります。

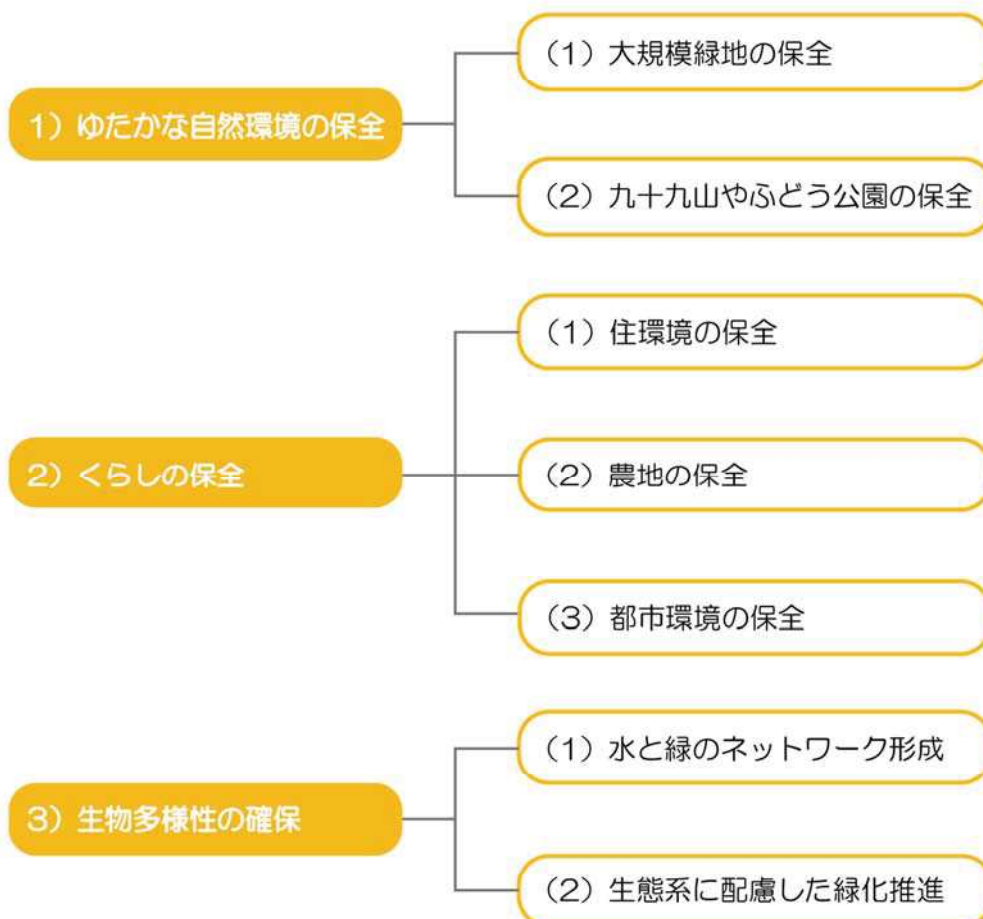


## 2. 緑の課題図



### 3. 施策の体系

街をとりまく森林や農地・公園や緑地などの緑は、良質な都市環境を形成するうえで、非常に大切なものです。ここでは、緑の保全と活用の推進により、緑のネットワーク化を図り、都市環境の向上や生態系の活性化を実現するための施策を展開します。



## 4. 各施策の内容

### 1) ゆたかな自然環境の保全

#### (1) 大規模緑地の保全

緑の拠点をつなぐ天塩川や剣淵川の、天塩川水郷緑地や剣淵川緑地については、自然環境に配慮し、適切な保全に努めます。

#### (2) 九十九山やふどう公園の保全

土別神社の神域に位置する九十九山や、周辺の自然環境と一体となったふどう公園は、市民の安らぎの場だけではなく、都市における動物の生息地でもあるため、自然環境や生態系の維持・保全に努めます。

また、土別神社境内の広葉樹天然林やサクラは、環境緑地保護地区に指定されているため、北海道自然環境等保全条例に基づき適切な保全に努めます。

事業メニュー

- ①自然環境に配慮した河川緑地の保全
- ②環境緑地保護地区における維持又は造成

### 2) ぐらしの保全

#### (1) 住環境の保全

住宅地に隣接する工業地周辺には、大気汚染や振動・騒音などの緩和を目的とした、緩衝緑地や公園を配置することで、住環境の保全を図ります。

#### (2) 農地の保全

農地によって形成された良好な田園景観の保全や、農業と連携した、グリーンツーリズムの拠点づくりに努めます。

また、無秩序な農用地の転用防止、優良な農用地の保全に努め、健全な農業の維持を図ります。

#### (3) 都市環境の保全

市街地には二酸化炭素の吸収を目的とした緑を配置することによって、低炭素都市づくりを促進し、環境基本条例との連携も図り、総合的に都市環境を保全します。

事業メニュー

- ①事業者との連携による住環境の保全
- ②農用地区域の保全
- ③市街地環境の保全

### 3) 生物多様性の確保

#### (1) 水と緑のネットワーク形成

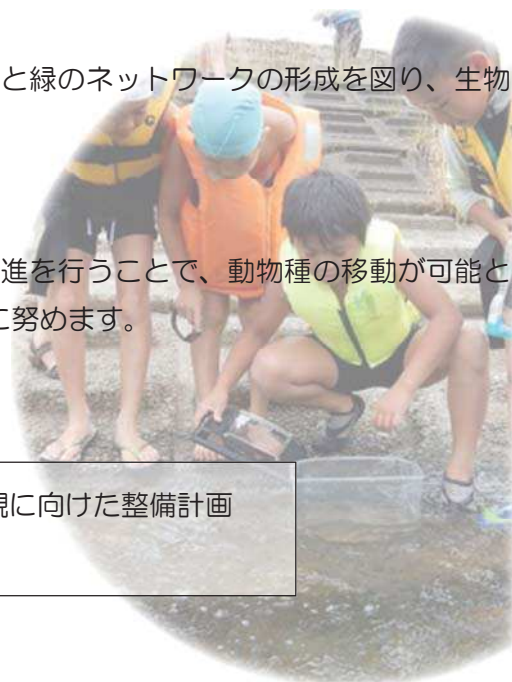
河川空間や幹線道路の緑を充実することで、水と緑のネットワークの形成を図り、生物多様性の保全に努めます。

#### (2) 生態系に配慮した緑化推進

緑の配置については、生態系に配慮した緑化推進を行うことで、動物種の移動が可能となり、個体群同士の交流を促進し、生態系の維持に努めます。

事業メニュー

- ①水と緑のネットワークの実現に向けた整備計画
- ②生態系の維持・回復事業



## 5. 整備・配置方針

森林のみならず、多様な分野についての  
保全を行います。

#### 《緩衝緑地や公園の配置》

住宅地と隣接する工業地周辺に、住環境の保全を目的とした緑地の配置を図ります。

#### 《低炭素型の都市づくり》

市街地における二酸化炭素の排出削減と吸収量増加の役割を果たす緑の配置を検討します。

<整備・配置方針図>



## 基本方針② “緑”による生活環境の向上

### 1. 取り組む内容

- レクリエーション機能を有する公園を中心市街地に配置することによって、多くの市民に利用される公園づくりをめざします。
- 街区公園や近隣公園は、利用頻度や公園数が少ない地区を検証し、公園緑地の機能（遊具や施設、設備）の見直しや集約を検討します。
- 少子高齢化が著しい本市においては、ユニバーサルデザインを導入した公園整備を行うことによって、幅広い世代に利用される公園をめざします。
- 公園整備については、市民アンケートを基に市民の要望を反映します。
- 既存の公園については、施設の充実のみならず、樹木・花壇を適切に管理し、市民が四季を楽しむことができるよう、公園内の緑の充実などに努めます。



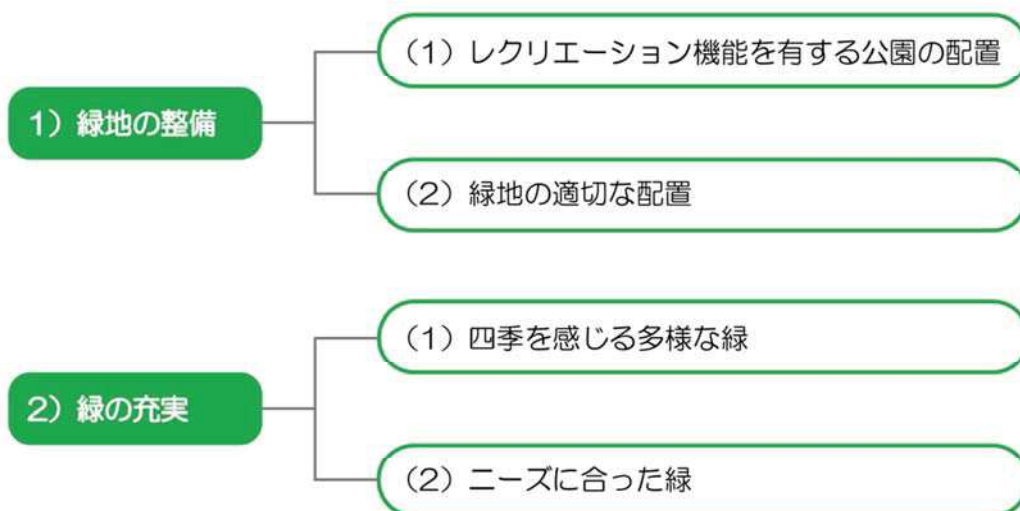
## 2. 緑の課題図





### 3. 施策の体系

社会情勢の変化や市民ニーズに対応した、効果的な施策により緑地空間の機能の充実を図り、公園や緑地を訪れる人に安らぎや潤いをもたらします。



## 4. 各施策の内容

### 1) 緑地の整備

#### (1) レクリエーション機能を有する公園の配置

中心市街地に整備されている公園は、小規模な街区公園が多いことから、市民の身近なレクリエーション活動の場となる緑の配置を検討します。

また、中心市街地の活性化と連動し、憩いと潤い、賑わいと交流の拠点となる公園・緑地の計画的な整備を図ります。

#### (2) 緑地の適切な配置

市街地における街区公園は、概ね適切な整備となっているものの、公園誘致距離から外れる地区もあります。このような地区においては、周辺の住民人口を把握し、必要な箇所に公園の配置を行います。一方、公園が隣接している場合や利用頻度が低い公園を有する地区においては、公園緑地の機能（遊具や施設、設備）の見直しや集約を検討します。

また、住民にとっての安全な遊び場や交流の場として利用促進を図ります。

事業メニュー

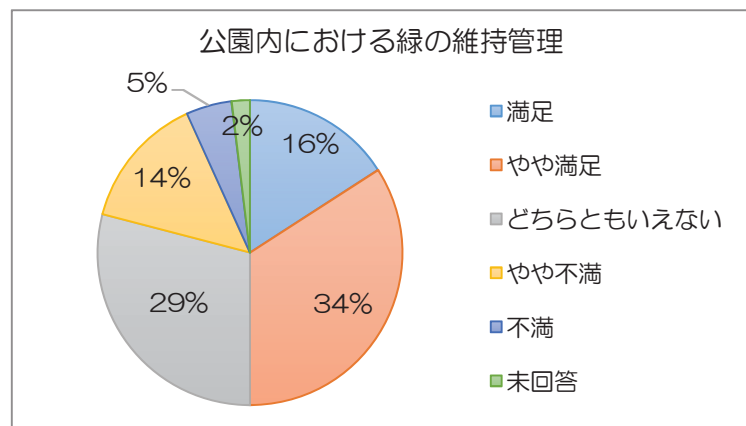
- ①レクリエーション機能を有する公園の整備検討
- ②住民人口に応じた公園の配置

### 2) 緑の充実

#### (1) 四季を感じる多様な緑

市民が日常的に利用する公園の樹木や花壇については、行政と市民が連携し、維持管理における市民の協力体制の構築に努めます。

また、公園の運営管理については、地域の特色や市民ニーズに合った手法を取り入れることで、さらなる利用促進を図ります。



※本市の緑に関するアンケートより

## (2) ニーズに合った緑

緑地の整備にあたっては、「誰のための公園か」「何を目的とした公園か」等、設置目的を明確にし、市民の要望を反映することで、日常的に利用される空間をめざします。

また、ユニバーサルデザインを用いた遊具や健康遊具の導入を検討し、幅広い年代の方々が安心して利用できるような整備を行います。

### 事業メニュー

- ①コミュニティガーデン活動の推進
- ②市民ニーズを反映させた公園の再整備事業

## 5. 整備・配置方針

生活に潤いが生まれるように、ニーズにあった適切な緑を配置します。

### 《市街地中心部に適切な公園の配置》

レクリエーション機能を持つ公園や、公園の誘致距離から外れる地区については、周辺住民の人口を把握し、公園緑地の機能（遊具や施設、設備）の見直しや集約を検討します。

### 《ニーズに合った公園の整備》

公園の整備にあたっては、多くの方が利用できる公園となるよう、市民のニーズを反映します。

<整備・配置方針図>



## 基本方針③ “緑”で街をまもる

### 1. 取り組む内容

- 幹線道路沿いを彩る街路樹は、火災時の延焼防止や、視覚誘導といった機能を有していることから、適切な維持管理に努めます。
- 幹線道路の街路樹は、適宜植栽を行います。
- 災害発生時に多様な用途に利用できる緑地の配置を検討します。
- 災害時における緑の役割を市民に周知する活動を行います。
- 災害時の混乱を最小限に抑えることを目的に、災害時における公園の利用ルールを定めます。
- 災害の恐れがある「土石流危険渓流」や「急傾斜地崩壊危険箇所」については、関係機関との連絡・調整により、緑地の巡視に努め、災害の警戒にあたります。



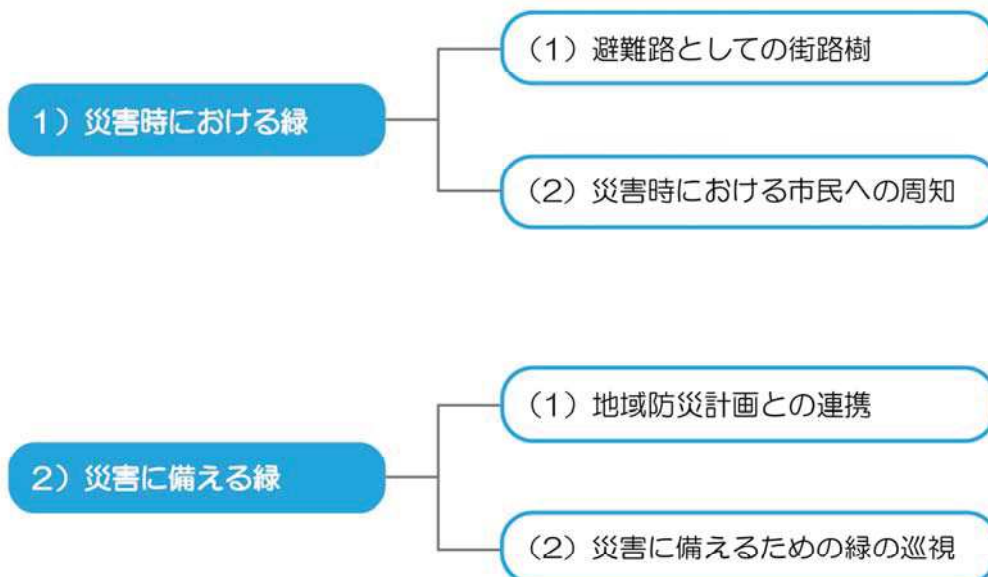
平成 28 年 8 月 21 日台風 7 号の影響による剣淵川の状況

2. 緑の課題図



### 3. 施策の体系

公園や森林において、避難路や延焼防止をはじめとする防災機能を充実するとともに、緑が担う災害時の役割を市民へ周知することで、災害に強い街づくりを推進します。



消防総合訓練大会

## 4. 各施策の内容

### 1) 災害時における緑

#### (1) 避難路としての街路樹

幹線道路における植樹帯や街路樹は、火災時における延焼防止や、避難所までの避難経路の誘導機能を有しています。そのため、街路樹やグリーンベルトなどの緑は、防災性の向上を念頭に、適切な配置と剪定などの維持管理に努めます。

#### (2) 災害時における市民への周知

災害時における緑の役割を市民に周知することで、日常の維持管理に対する理解を深めます。

災害時の混乱を最小限に抑えるために、災害時における公園の利用ルールを定め、ハザードマップによる指定避難場所・広域避難場所と合わせて、住民が把握しやすい方法を用いて周知を行います。

事業メニュー

- ①幹線道路の緑化事業
- ②災害時に対応した緑のルールづくり

### 2) 災害に備える緑

#### (1) 地域防災計画との連携

防災・減災効果を持つ緑と指定避難場所・広域避難場所が連続することによって、防災に関する緑のネットワークの形成をめざします。

また、災害発生時には避難場所や復旧支援など多様な用途に利用できる緑地を配置します。

#### (2) 災害に備えるための緑の巡視

土砂災害防止法によって定められている、土砂災害危険箇所（土石流危険渓流・急傾斜地崩壊危険箇所）については、区域の巡視を行い樹木等の傾倒状況の把握に努め、災害の警戒にあたります。

事業メニュー

- ①防災・減災に関する緑のネットワーク形成
- ②災害に備えるための緑の巡視



## 5. 整備・配置方針

緑によって安心・安全な街となるよう  
整備を行います。

### 《街路樹の適切な配置と維持管理》

街路樹は防火帯として延焼を防ぐ効果があり、防災・減災においては重要な要素であるため、適切な配置と維持管理に努めます。

### 《災害を防止する緑化推進》

災害の恐れのある土砂災害危険箇所（土石流危険渓流・急傾斜地崩壊危険箇所）については、関係機関との連絡・調整を行い、区域の巡視を行い樹木等の傾倒状況の把握に努め、災害の警戒にあたります。



<整備・配置方針図>



## 基本方針④ 士別市らしさを彩る“緑”

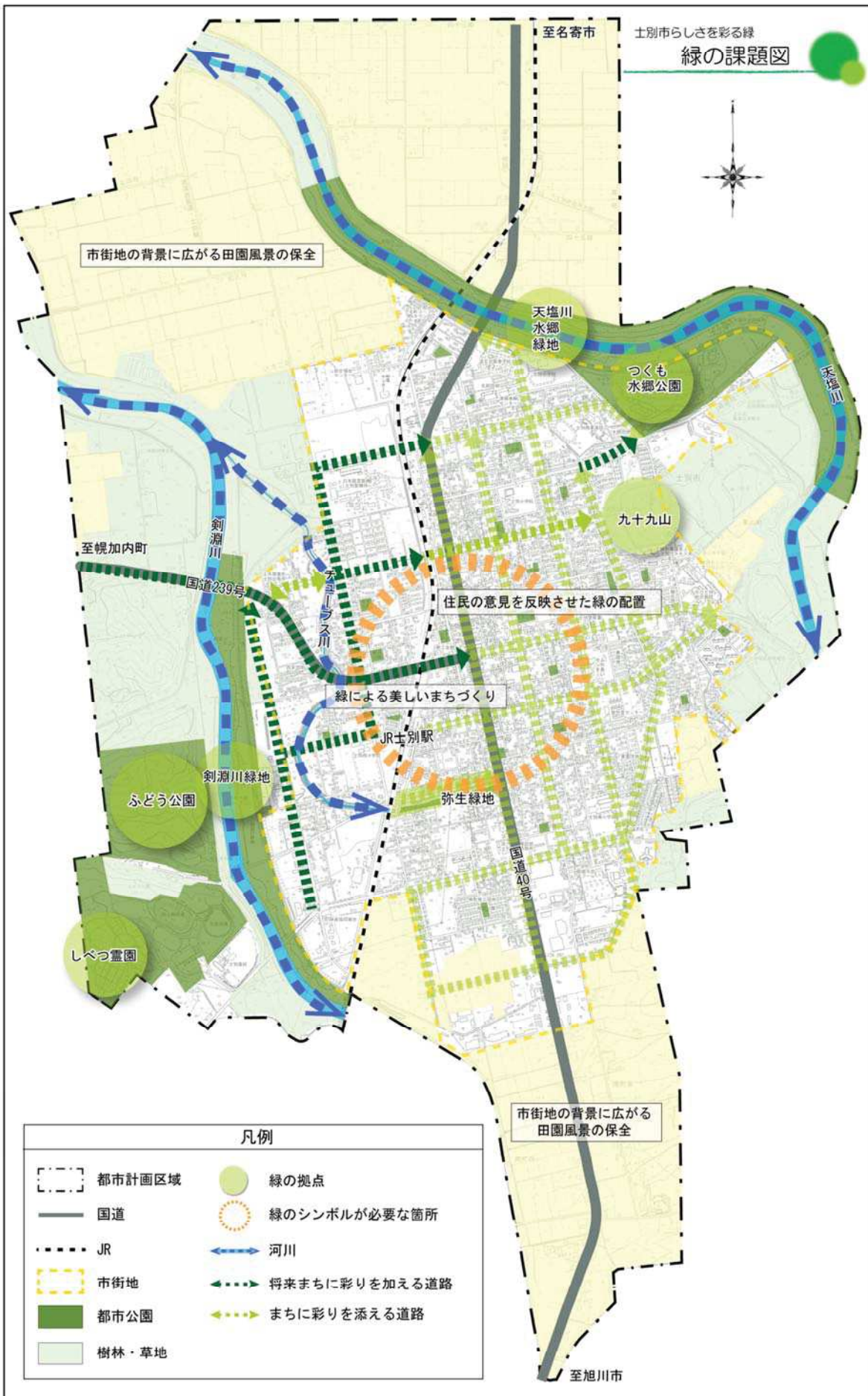
### 1. 取り組む内容

- 市民や来訪者に街を印象づけるような、緑のシンボルの配置をめざします。
- 街全体を緑によって演出することで、市民に四季を楽しんでもらい、生活にゆとりがある街をめざします。
- 緑による景観形成は、市民意見を反映します。



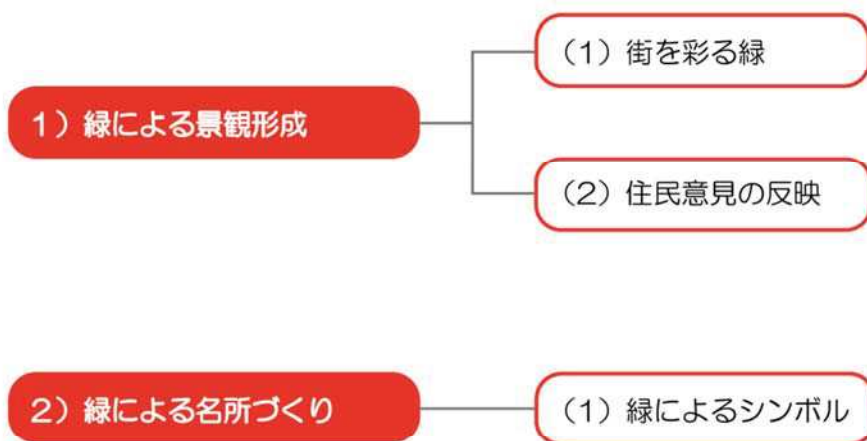
昆虫パラタクソノミスト養成講座 in 士別 (Jr)

## 2. 緑の課題図



### 3. 施策の体系

市街地やJR土別駅前をはじめとする、様々なオープンスペースにおいて、花や緑を活用した景観づくりに取り組むことで、土別市らしい彩りある街なみづくりを進めます。



冬の市街地

## 4. 各施策の内容

### 1) 緑による景観形成

#### (1) 街を彩る緑

四季の変化を楽しむことができる緑を、街全体に配置することで、生活にゆとりと彩りのある街をめざします。

また、緑化空間の少ない中心市街地については、環境整備といったハード的な事業のみならず、ソフト事業による緑の創出についても検討します。

街路樹には、樹種や特徴が記されている「樹名板」の設置により住民が身近に緑を感じるような緑の創出について検討します。

#### (2) 住民意見の反映

緑による景観形成は、住民生活の基盤となることから、アンケートやワークショップ、インターネットによるパブリックコメント等の実施によって市民の意見を把握し、緑の整備に反映させます。

事業メニュー

- ①街全体を彩る緑の配置検討
- ②緑に関するご意見を募るしくみの検討

### 2) 緑による名所づくり

#### (1) 緑によるシンボル

JR土別駅前の交通広場は、本市の「顔」であるため、市民や来訪者の印象に残るような、緑が美しい名所としての整備を検討します。

また、中心市街地の活性化に寄与できるようなポケットパークの配置を検討します。

事業メニュー

- ①JR土別駅前広場の緑化・花や緑による名所づくり

## 5. 整備・配置方針

明るく快適に暮らせる  
街となるように緑で市内を彩ります。

### 《緑のシンボルの配置》

本市を印象づけるシンボルが花や緑によって構成されていることで、将来に残る名所の配置を検討します。



桜満開の九十九山から見た宮下通り

<整備・配置方針図>





## 基本方針⑤ 市民参加による“緑”の推進

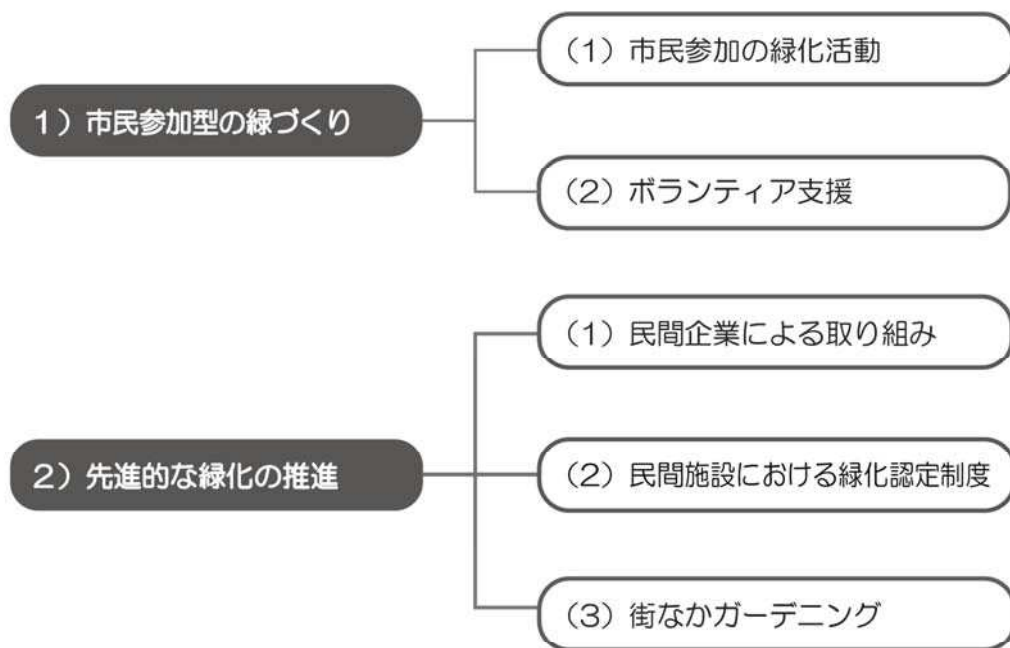
### 1. 取り組む内容

- 市民が積極的に緑化活動に取り組むことができ、地域コミュニティの活性化に繋がるような緑化活動を市民との協働により推進します。また、こういった活動は多世代交流の場となり、地域コミュニティの形成に繋がります。
- 市民に緑は共通の財産であるという意識を持ってもらい、未来へ繋がる活動を行います。
- 民間企業による緑化のモデルケースによって、様々な企業や施設の緑化推進を促します。
- 多くの市民が緑化に関する活動に参加できるように、行政が広く周知活動を行います。



## 2. 施策の体系

市民との協働による緑化の推進を図るため、活動に参加する市民のネットワークづくりやコミュニケーションの推進を図るとともに、様々な経験や知識を活かした担い手づくりを進め、市民の緑に関する意識向上に繋げていきます。



天塩川クリーンアップ大作戦

### 3. 各施策の内容

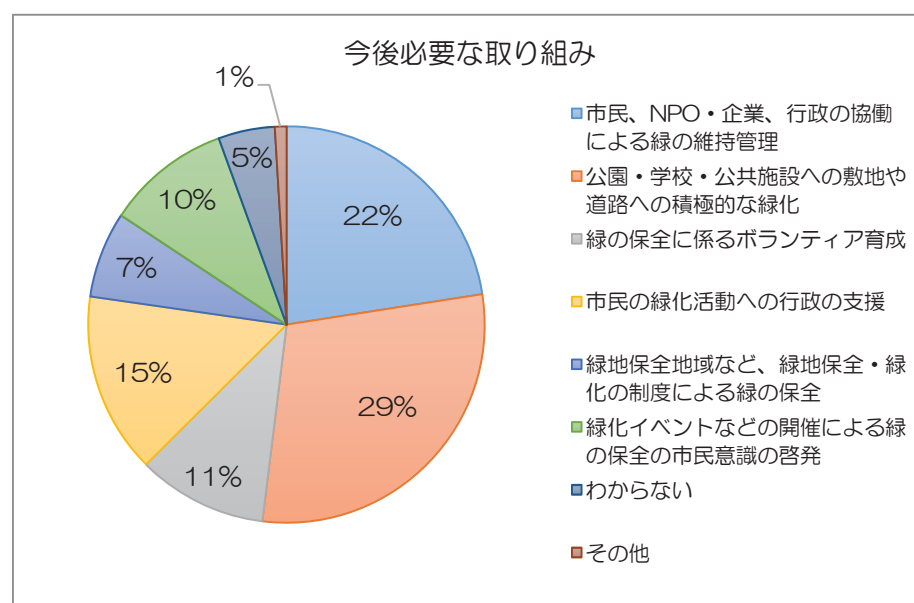
#### 1) 市民参加型の緑づくり

##### (1) 市民参加の緑化活動

緑による街づくりにおいて大切なことは、緑を広げることだけではなく、適切に維持管理し、質を向上していくことも重要です。そのため、市民との協働による緑づくりは維持管理を主体とし、緑をまもり育てる意識づくりをめざします。

緑化に関する事業は市民が積極的に参加できるよう、緑に関する活動の周知を行い、市民とのネットワークづくりやコミュニティの醸成に繋がるような取り組みを推進します。

また、緑ゆたかな街となるよう、国や北海道など広域的な連携による推進体制の充実に努め、未来に繋がる活動をめざします。



※本市の緑に関するアンケートより

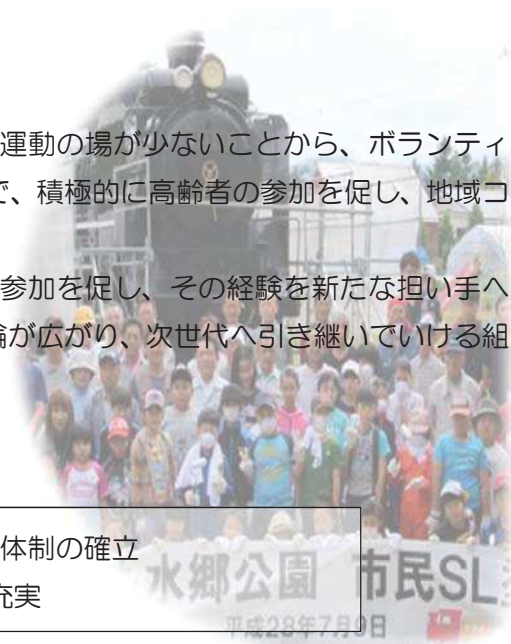
##### (2) ボランティア支援

少子高齢化が著しい本市は、高齢者の交流及び運動の場が少ないことから、ボランティア活動そのものを交流の場として位置づけることで、積極的に高齢者の参加を促し、地域コミュニティとなることをめざします。

また、花や緑に関する知識や技術を持つ市民の参加を促し、その経験を新たな担い手へ継承することで、活動の活性化やボランティアの輪が広がり、次世代へ引き継いでいける組織化を推進していきます。

##### 事業メニュー

- ① 「“緑” と共生する街づくり」の推進体制の確立
- ② ボランティア活動を支援する制度の充実



## 2) 先進的な緑化の推進

### (1) 民間企業による取り組み

工場や事業所の敷地内における緑化を事業者と共に推進し、緑ゆたかな都市環境の創出に努めます。

### (2) 民間施設における緑化認定制度

様々な施設で取り入れられている緑に対して、緑化認定制度を設けることで、質の高い緑による緑化の推進を促します。

### (3) 街なかガーデニング

プランターやコンテナを使った花や緑のガーデニングやコンテストの開催をはじめ、市民花壇を作り、市民が主体となった緑化の推進を図ります。

#### 事業メニュー

- ①企業や工場による都市緑化推進事業の検討
- ②民間施設の緑化整備における認定制度の検討
- ③ガーデニングコンテストや講習会等の実施検討



## 第4章

---

緑の推進にあたって

1. 計画のフレーム

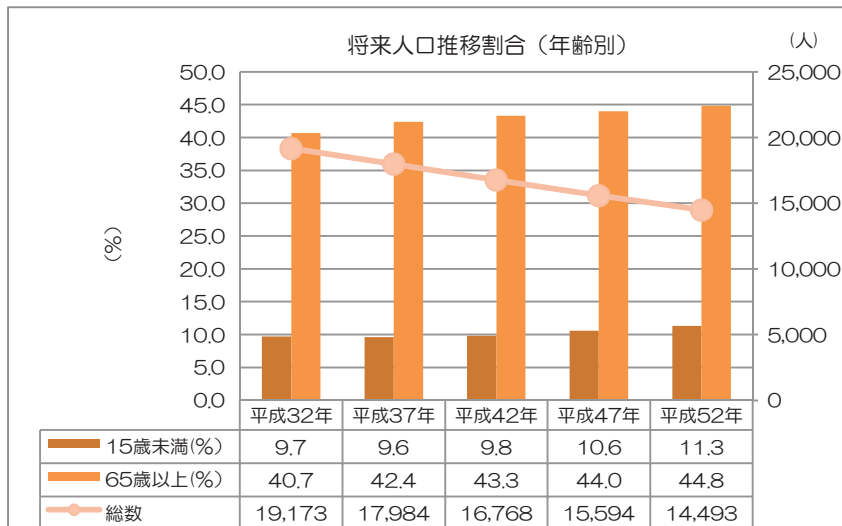
計画区域における将来人口や、北海道が定める「都市計画区域の整備、開発及び保全の方針」、上位計画である「総合計画」や「都市計画マスタープラン」、人口推移について言及している「まち・ひと・しごと創生総合戦略」との整合を図りながら、以下のように計画の目標について整理しました。

(1) 計画対象区域

項目	計画対象市町村	都市計画区域
区域	士別市の一部	都市計画区域全域（1,883ha）

(2) 将来人口の見通し

■ 行政区域における将来人口の推移（年齢別）



資料：士別市まち・ひと・しごと創生総合戦略

■ 都市計画区域人口

年次	計画初年度 平成29年度 (2017年度)	目標年次 平成48年度 (2036年度)
都市計画区域人口	15,420	12,140

※都市計画区域人口は、行政区域における将来人口をもとに算出した概数です。

(3) 市街地の規模

年次	目標年次 平成48年度 (2036年度)
市街地人口(人)	11,290

※市街地とは都市計画区域の用途地域を指します。

※3：市街地人口は概数

## 2. 緑の目標

本計画の確保すべき緑地の目標は、下記の2項目について設定します。

### ①総量目標

都市計画区域や市街地面積に対する緑地面積の割合（緑被率）を指し、緑地の確保目標量（総量目標）を「緑の量」として設定します。

### ②成果目標

住民に対してわかりやすい目標となるよう「歩いて5分以内で自然とふれあう場に到達できるような緑地を整備する」とします。

### ■緑の量

緑地の現況は下記の表のとおりです。

項目	都市計画区域		市街地	
	緑地面積(ha)	緑被率(%)	緑地面積(ha)	緑被率(%)
施設緑地	480.76	25.53	148.05	21.09
地域制緑地	168.22	8.93	4.05	0.58
都市公園以外の公園 <sup>*1</sup>	0.20	0.01	0.20	0.03
合計	649.18	34.48	152.30	21.70

※1：都市公園には分類されていないが、遊具等が設置されている公園

本市における緑地の現況に対する評価は、北海道広域緑地計画に明記されている「都市計画区域面積に対する割合 約32%」を上回る、34.48%となっていることから、一定の水準に達しているといえます。

市街地面積に対する緑の量は、緑のハンドブックによると「将来市街地面積に対して概ね30%以上を目標値とすることが望ましいが、各市町村の状況に応じて適切に設定する」と明記されています。本市における緑地の現況は、30%を下回っていますが、市民を対象に行った緑に関するアンケートによると、市街地における現況の緑の量について、全体の38%が“多い”と回答が寄せられており、公園・緑地の量に関しては45%が“多い”と回答を得ていることから、現状の緑の維持保全に努めます。

一方で、本市における社会情勢は年々変化しており、将来人口の推移から読み取れるように、人口減少や少子高齢化といった現象が今後の課題となっています。

こうした現況や将来を見据え、緑の量を増やすことだけでなく、今ある緑を適切に保全し、次世代に継承していくことに重点を置き、目標年次である平成48年度(2036年度)における緑地の確保目標を次項のように設定しました。

目標年次 平成 48 年度(2036 年度)における緑地の確保目標

項目	都市計画区域		市街地	
	緑地面積(ha)	緑被率(%)	緑地面積(ha)	緑被率(%)
施設緑地	481.04	25.55	148.33	21.13
地域制緑地	168.22	8.93	4.05	0.58
都市公園以外の公園 <sup>*1</sup>	0.20	0.01	0.20	0.03
合計	649.46	34.49	152.58	21.74

前項における緑地の確保目標における詳細については次のとおりです。

<目標年次 平成 48 年度(2036 年度)における緑の量>

都市計画区域

項目	現況 平成29年度 (2017 年度)	目標年次 平成48年度 (2036 年度)	増減(単位)
都市公園面積(a)	129.19	129.19	0.00(ha)
都市公園以外の施設緑地面積 (b)	351.57	351.85	0.28(ha)
施設緑地面積(c=a+b)	480.76	481.04	0.28(ha)
地域制緑地面積(d)	168.22	168.22	0.00(ha)
都市公園以外の公園面積(e)	0.20	0.20	0.00(ha)
緑地合計面積(f=c+d+e)	649.18	649.46	0.28(ha)
都市計画区域面積(g)	1883.00	1883.00	0.00(ha)
緑地割合(f÷g×100)	34.48%	34.49%	0.01(%)

市街地

項目	現況 平成29年度 (2017 年度)	目標年次 平成48年度 (2036 年度)	増減(単位)
都市公園面積(a)	28.06	28.06	0.00(ha)
都市公園以外の施設緑地面積 (b)	119.99	120.27	0.28(ha)
施設緑地面積(c=a+b)	148.05	148.33	0.28(ha)
地域制緑地面積(d)	4.05	4.05	0.00(ha)
都市公園以外の公園面積(e)	0.20	0.20	0.00(ha)
緑地合計面積(f=c+d+e)	152.30	152.58	0.28(ha)
市街地面積(g)	702.00	702.00	0.00(ha)
緑地割合(f÷g×100)	21.70%	21.74%	0.04(%)



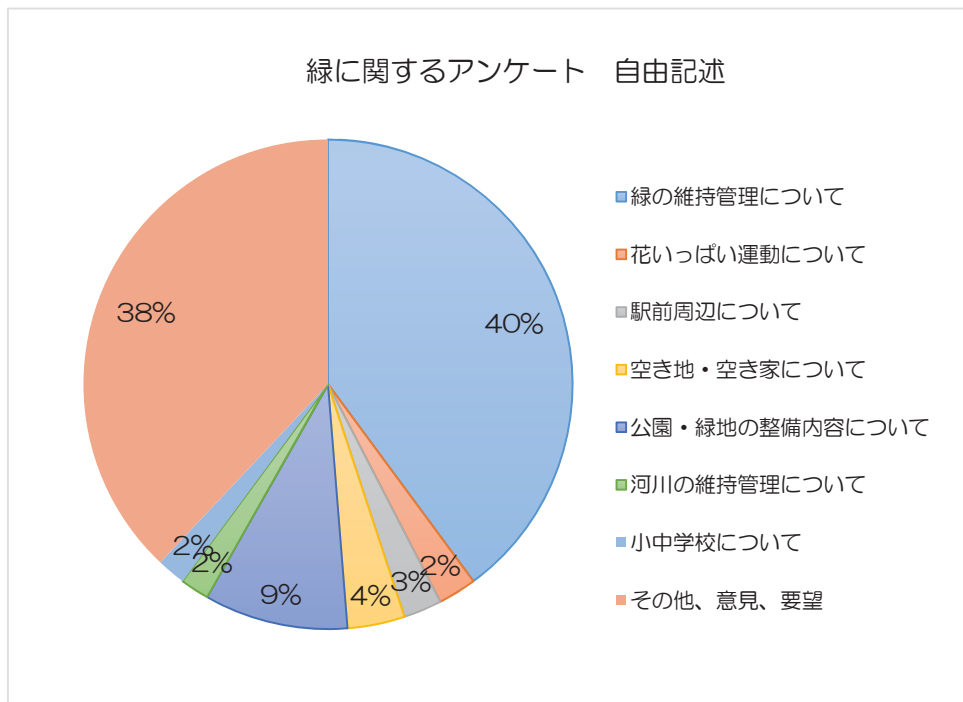
## &lt;道路別植栽面積目標&gt;

道路名	現況(ha)	目標(ha)
北大通	0.89	0.89
宮下通	0.77	0.77
大通(国道40号)	2.37	2.37
広通	3.34	3.34
東大通	1.95	1.95
東広通	3.49	3.49
中央通	1.01	1.01
南大通	1.58	1.58
名越通	0.97	0.97
南郷通	0.62	0.62
南進通	0.48	0.48
若葉通	0.63	0.63
西広通	-	0.28
合計	18.10	18.38

西広通整備事業により、街路樹面積 0.28ha(施設緑地)の増加をめざします。

■緑の質

市民を対象に行った「緑に関するアンケート」内における自由記述について、類似する意見を分類した結果では、緑を積極的に増やすことよりも、維持管理についての要望が多くありました。このことから今後は、緑の量を増やすことだけでなく、緑の質に重点を置いた維持管理を進めます。



基本方針における緑の質の目標は以下ようになります。

基本方針	目標
身近な緑をまもる	自然環境・住環境の保全、生物多様性の確保
緑による生活環境の向上	緑の配置と充実
緑で街をまもる	災害に備えるために緑の質の向上
土別市らしさを彩る緑	緑による景観の向上
市民参加による緑の推進	市民が緑に関する活動に参加することで質の向上に繋がる

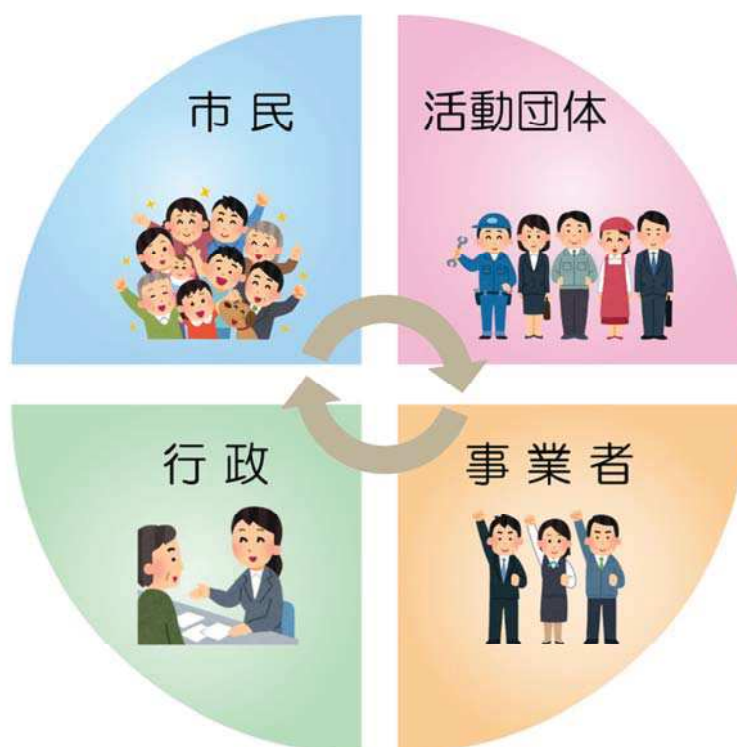
以上のように基本方針に対する目標を設定することで、より明確に緑の質の向上に努めていきます。

### 3. 推進体制と進行管理

緑の目標を実現するためには、以下のような役割分担や計画の進行管理が必要です。

#### ■計画の推進体制

本計画の推進にあたっては、市民・活動団体・事業者・行政といった異なる4つの主体が、それぞれの役割を果たしていくことが大切なため、協働・連携・サポートなどをしながら継続的に取り組みます。



#### ■各主体の役割

異なる4つの主体の役割を明確にし、共に同じ目標に向け計画を推進します。

市民：緑に関する知識を高め、活動に積極的に参加します。

活動団体：活動の企画や実施、緑の情報についての周知活動をします。

事業者：緑に関する地域社会貢献活動や、事業所における緑化推進を行います。

行政：活動支援、関係機関との連携や調整、活動の提案を行います。

■計画の進行管理

目標とする緑の将来像を実現するために、計画を実行し、評価することで改善します。この4段階を繰り返すことで、円滑に進行管理を行う手法をPDCAサイクルといい、本計画はこの手法によって、計画の推進管理を行います。

PDCAサイクルによる推進管理は以下の図のようになります。



また、計画期間は平成 48 年度(2036)年度となっていますが、本市における社会情勢や緑の状況などを踏まえ、随時必要に応じて時代に合った施策・事業計画に見直しをしていきます。